

京都市告示第 396 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 12 月 18 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                      市 道

供用開始の期日                告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世111号線	南区久世東土川町472番地の5地先から	旧	メートル 76.40	メートル 8.28 ~ 8.40
	同町472番地の1地先まで	新	76.40	9.02 ~ 9.20
桂経79号線	西京区桂千代原町63番地地先内	旧	46.30	6.30 ~ 9.75
		新	46.30	6.27 ~ 9.50
桂緯122号線	西京区桂千代原町63番地地先内	旧	43.90	6.05 ~ 6.10
		新	43.90	6.00 ~ 6.04

(建設局土木管理部道路明示課)